

# 平成29年度税制改正について

## 1 オフィス減税: 特例措置の現行水準の延長

現行制度では平成29年度に控除率が引き下げられる税額控除を下がないようにするため、現行水準まで拡充。

現行

<税額控除>

[移転型] H27~28年度 7% { H29年度 4% }  
[拡充型] H27~28年度 4% { H29年度 2% }



29年度

<税額控除>

[移転型] H27~28年度 7% { H29年度 7% }  
[拡充型] H27~28年度 4% { H29年度 4% }

## 2 雇用促進税制: 地方における「質の高い雇用」への支援の強化

地方における安定した良質な雇用を確保する観点から、地方における正社員の雇入れを促進。

現行

<税額控除>

[移転型] 増加雇用者1人当たり年間最大80万円  
[拡充型] 増加雇用者1人当たり年間最大50万円



29年度

<税額控除> 質の高い雇用(正社員)に10万円を上乗せ

[移転型] 増加雇用者1人当たり年間最大90万円  
[拡充型] 増加雇用者1人当たり年間最大60万円

(※)新規の非正規雇用者の比率が全国平均(40%)を越える場合には、超えた分は一部減額。

## 3 移転型事業の要件: 企業の実態に合わせた緩和

本社機能を移転する企業の実態に合わせて、移転型事業の要件を緩和。

現行

地方事業所における増加従業員の過半数が、東京23区からの転勤者であること



29年度

地方事業所における新規雇用者(東京23区における従業員減少分を上限)を東京23区からの転勤者とみなす

## 4 減収補填措置: 財政力要件の緩和

市町村が行う不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置について、拡充型事業の財政力要件を緩和。

現行

<対象となる市町村(財政力要件)>

[拡充型] 財政力指数が0.63未満 → 3/4を補填(※)



29年度

<対象となる市町村(財政力要件)>

[拡充型] 財政力指数が0.63未満 → 3/4を補填(※)  
財政力指数が0.63~0.74未満 → 3/8を補填(※)

(※)基準財政収入額の算入率(75%)をかけた後の補填率。

要望内容

- ①単式蒸留焼酎の製造過程において副次的に生成されるアルコール分45度を超える少量の原酒（初垂れ）を製造するための酒類の製造免許には最低製造数量基準を適用しない措置を講ずる。
- ②地域の特産物を原料として単式蒸留焼酎を少量製造する場合の酒類の製造免許には最低製造数量基準を適用しない、又は緩和する措置を講ずる。

要望結果（H28.12.8税制改正大綱）

**構造改革特別区域法の改正を前提に措置**

**1 単式蒸留焼酎製造免許保持者の「原料用アルコール」に係る最低製造数量基準の「適用除外」**

＜提案者＞ 東京都 青ヶ島村、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、小笠原村

- 地域の特産物を原料として
- 単式蒸留焼酎の製造免許を受けている者が
- 単式蒸留機により原料用アルコールを製造しようとする 場合には、

**一定の要件の下、**

**最低製造数量基準（原料用アルコール）**

**「適用除外」**（本則：6 キロリットル／年）

**2 「単式蒸留焼酎」に係る最低製造数量基準の「適用除外」**

＜提案者＞ 東京都 檜原村・御蔵島村、鹿児島県 三島村 など

- 地域の特産品を原料として
- 単式蒸留焼酎を製造しようとする 場合には、

**一定の要件の下、**

**最低製造数量基準（単式蒸留焼酎）**

**「適用除外」**（本則：10 キロリットル／年）

**製造数量の上限を設定**

◆主な提案内容

- ・東京都檜原村： 村の特産「おいねつる芋（ジャガイモの一種）」を原料（2～3 kL／年）
- ・鹿児島県三島村： 黒島産「サツマイモ」を原料（2 kL／年）
- ・東京都御蔵島村： 村の特産「へんご（里芋の一種）」を原料（0.3 kL／年）